

箕面市公共交通等案内電子看板設置業務委託に係る
企画競争実施要項

平成 2 2 年 1 0 月

箕 面 市

1．業務の名称及び業務の形態

業務の名称は、「箕面市公共交通等案内電子看板設置業務委託」とする。

業務の形態は、本業務が総務省の委託事業であることから、市が再委託する形態となるものである。

2．業務の概要

(1) 目的

本業務は、携帯電話のMVNOを用いて、「地域資源である観光名所や地産品の魅力を創出するための情報配信システム」及び「バス等の公共交通の利便性を向上させるナビゲーションシステム」を組み合わせた効率的・効果的な「情報の発信・提供」を行うシステムを構築し、観光活性化・地域活性化を推進するものである。

(2) 内容(想定)

システムの構築

(システムの企画・設計・開発、サーバー等機器類リースなど)

電子看板の設置

(情報案内端末のリース・設置工事など)

調査・報告

(アンケート調査、業務報告書など)

(3) 履行期間

平成22年10月～平成23年3月(予定)

(4) 業務委託費の限度額

45,000千円

3．企画競争参加資格要件等

企画競争への参加者は、次に掲げる資格要件等を満たすものとする。

会社更生法及び民事再生法等による手続中でないこと。

法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者(執行猶予者を含む)がないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

過去に同種業務の実績があること。

箕面市と契約する支店等が、大阪府域にあること。

4．参加表明書の提出等

(1) 提出期限

平成22年10月14日(木)午後5時

(2) 提出場所

箕面市地域創造部交通政策課

(3) 提出方法

企画競争に参加するものは、持参又は電子メールにて参加表明書（様式 1 ）を提出してください。（ 電子メールの場合は電話にて着信確認を必ずしてください。）

5 . 説明会の出席

参加表明書を提出したものは、必ず説明会に出席してください。

(1) 説明会の日時

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日（金）午前 1 0 時～

(2) 説明会の場所

箕面市役所 別館 6 階 第 1 会議室

(3) 質疑応答

当日回答できない事項については、全参加者に別途回答します。

6 . 企画提案書の提出等

(1) 記載内容

専門分野別の技術職員の状況

同種及び類似業務等の実績

配置予定技術者の資格、経歴等

配置予定技術者の業務経験及び能力

配置予定技術者の手持ち業務量

業務実施体制

業務に対する企画提案（実施方針、実施手法、実施フロー及び工程表を含む）

特定テーマに対する企画提案

業務に係る参考見積

(2) 業務に対する企画提案

業務は、地域課題や利用者のニーズに対応するとともに、全国展開にふさわしい先進性・汎用性や他地域への応用可能性が高いシステムの構築と電子看板の設置に向けて次の視点を参考に、どのような業務を実施するのかまとめてください。

【視点】

全体

- ・地域課題や利用者のニーズに対応したシステムの構築と電子看板の設置
- ・全国展開にふさわしい先進性・汎用性や他地域への応用可能性 など

システムの構築

- ・利用者がわかり易い画面表示、情報の発信・提供者が容易にできるシステム など

電子看板の設置（情報案内端末のリース・設置工事など）

- ・設置場所に応じた効率的・効果的な情報案内端末など
- ・設置場所は、管理者協議等も実施していないため、あくまでも想定としては

公共施設等建物内（７箇所） バス停（６箇所） 箕面駅前等屋外（５箇所）
バス車内（７台）としているが、効率的・効果的である具体的場所あれば、
一部であっても良いので提案することも可能 など

調査・報告

・直接的効果を把握するための利用者アンケート調査、業務報告書など

（３）特定テーマに対する企画提案

特定テーマは、平成２３年度以降の自立的運営に向けて、どのようにすべきか貴社の考え方をＡ３サイズ２～３枚（片面使用）にまとめてください。

【視点】

- ・自立的運営に向けた継続性に対する考え方について
- ・ランニングコスト縮減策について
- ・運営体制も含めた具体性について など

（４）留意事項

企画提案書の書式は、Ａ４縦（Ａ３サイズは折り込み）横書き、左綴じとします。

企画提案書は、総務省の平成２２年度「ふるさとケータイ創出推進事業」実施要領、委託契約書、経理処理解説を踏まえて作成してください。

企画提案書は、箕面市が総務省に提出した事業企画書を基本に提案していただくこととなりますが、独創的なアイデアなどがあれば事業企画書にとらわれず積極的に提案してください。

企画提案書は、視覚的表現（写真、イラスト、イメージ図等）を使用しても構いません。

表紙以外に会社名等は記入しないでください。

（５）業務に係る参考見積

本委託業務に係る費用の見込額を見積書として提出してください。

内訳については、人件費、直接経費、一般管理費等の項目毎に記載してください。

（６）提出期限等

提出期限

平成２２年１０月２５日（月）午後５時

提出場所

箕面市地域創造部交通政策課

提出方法

持参にて（様式２）と企画提案書を１１部提出してください。

７．評価基準

（１）業務内容の理解度：事業目的、業務内容について十分に理解しているか、等

（２）提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、説得力を伴っているか、等

（３）提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案が含まれるか、等

（４）業務実施の確実性：工程、実施体制等が事業を遂行できるものとなっているか、等

（５）業務実施の安定性：過去の受注業務で良好な実績を残しているか、等

8．特定審査

- (1) 受託予定者の特定は、「箕面市公共交通等案内電子看板設置業務委託に係る企画競争受託者特定審査選考会」を設置して、提出書類及びヒアリングに基づき審査し、受託予定者及び次点者を特定します。

- (2) 企画提案に関するヒアリングの日時及び場所等

日時：平成22年10月29日（金）午後1時～（予定）

場所：箕面市役所 別館6階 第1会議室（予定）

ヒアリングは、提案概要を10分程度で説明していただいた後、30分程度を予定しています。

ヒアリングの順番は、企画提案書の受付順とし、企画提案書受付時に集合場所、時間等の詳細を連絡いたします。

ヒアリングは、非公開で実施します。

- (3) 特定、非特定通知

特定された受託予定者に対し、「特定通知書」によりその旨を通知します。特定されなかったものに対しては「非特定通知書」を通知しますが、次点者には、その旨を附して通知します。

- (4) 契約

特定された受託予定者は、市と協議を行ったうえで、契約を締結します。契約は応募された計画や提案内容を最大限尊重はしますが、そのまま採用されるとは限りません。特定された受託者と合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行います。

9．その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は全て企画提案者側の負担とします。

- (2) 選考会関係者と不正な接触を行ったものは、失格とします。

- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をしたものに対して指名停止措置を行うことがあります。

- (4) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。

- (5) 企画提案書が以下の一つに該当する場合は無効となることがあります。

提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

虚偽の内容が記載されているもの。

その他、選考会が不適格と認めるもの。

- (6) 企画提案書の取り扱い

提出された企画提案書は、原則として公開とするが、二次的使用の回避・保護の観点により非公開の必要がある場合は、書面で非公開の部分を明確にすること。

特定した企画提案書については、箕面市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

企画提案書は返却しない。

- (7) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、病床、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (8) 企画競争実施については、予算確定 (1 0 月上旬予定) 後の実施となります。そのため、予算確定しない場合は、企画競争を取りやめる場合があります。
- (9) 資料 (総務省の平成 2 2 年度「ふるさとケータイ創出推進事業」実施要領、委託契約書、経理処理解説、及び箕面市が総務省に提出した事業企画書(写)) については、企画提案書の提出期限まで、箕面市地域創造部交通政策課でお渡しします。

1 0 . 担当部署 (企画提案書等の提出先)

〒562-0003 大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

箕面市地域創造部交通政策課

担 当 : 村上、中村

電 話 : 072-723-2121 (内線 3425)

E-mail : koutuu@maple.city.minoh.lg.jp